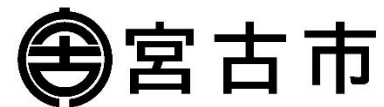


---

# 宮古市再生可能エネルギーゾーニングの概要

---



エネルギー・環境部エネルギー推進課

令和5年5月26日（金）

## 地理

当市は、旧4市町村が合併してできた本州最東端・岩手県沿岸のまちです。総面積は**1,259.15 km<sup>2</sup>**で、全国の市町村の中でも11番目の広さです。総土地面積の92%が森林です。

## 人口

47,374人 (R5.5.1時点)

## その他 選定状況

**環境省** R4.11月 脱炭素先行地域に選定  
R5.4月 重点対策加速化事業に選定



市の魚「サケ」



## 主な 発電事業

**宮古市スマートコミュニティ太陽光発電所** ※市から20%出資  
東日本大震災被災地を利用した合計4MWのメガソーラー。

**(仮)夜間連系太陽光発電** ※市民及び市内事業者の出資を予定  
蓄電池併設型の3MW太陽光発電を計画中。

**(仮)国産中型風力発電** ※市民及び市内事業者の出資を予定  
国産の中型風力発電 (50kW) ×10基の計画中。

## 事業 期間

令和4年度～令和5年度  
(2か年事業として補助事業採択)

## 範囲

- 宮古市全域 (1,259.15 km<sup>2</sup>)

## 対象 発電設備

- 太陽光発電 (土地系)
- 陸上風力発電 (大型、小型)、洋上風力発電
- 中小水力発電

## 基本 方針

### ポジティブゾーニング

自然資源の保護や災害防止のために必要な保全エリア以外は可能な限り調整エリア、促進エリアに設定することを検討。

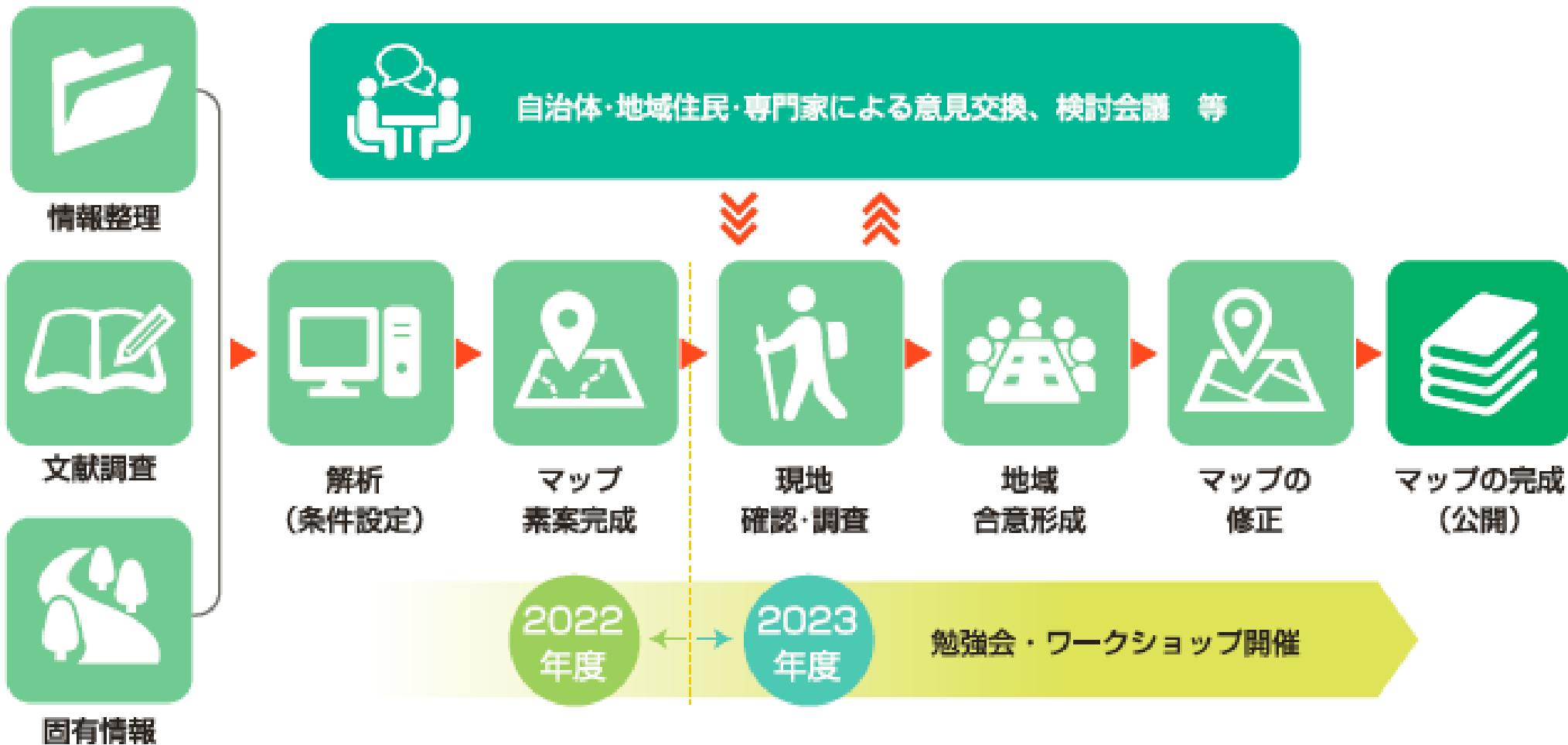
## 実施者

- 宮古市 (アジア航測株式会社盛岡支店との委託契約あり)



ステップ

令和4年度は、関連計画の把握、既存資料の解析及び関係部局との協議。  
令和5年度は、市民への再エネの意識啓発を図りながら、地域住民や専門家との意見交換を行い、地域の合意形成をもって多様な意見が反映されたゾーニングマップの完成を目指す。



## エリア 区分案

ゾーニングによって集約した情報を、下記のとおり区分けしてマップに表示するよう検討中。

### ● 保全エリア

自然環境・生態系・景観等の保護・保全の観点から、事業による開発を避けるべきエリア。

### ● 調整エリア

保全エリア以外の範囲で、事業者が関係機関や地域と事業範囲等を調整しながら事業を実施できるエリア。

### ● 促進エリア

保全エリア以外の範囲で、地域の合意形成が図られ、事業性があり再生可能エネルギーの導入を促進しうるエリア。

### ●マップの作成イメージ



※エリアの名称や内容については  
事業の中で検討するため、変更となる可能性があります。



事業を検討する再エネ事業者への**一元的な情報提供**



再エネを絶対に導入してはいけない場所を明確にすることで、住民トラブルを未然に防止し、**無駄な事業検討期間を減らす**



再エネ事業者の増加と競争により、**よりよい事業者の参画を促す**



地球温暖化実行計画区域施策編における**促進区域設定の検討材料にする**



ゾーニングによる協議と、マップの公開・周知により、**市民の再エネ意識の向上**

---

## 現状感じている課題感

---

- 課題① 地域の合意形成をどこまでやるか
- 課題② “事業性”の扱いが難しい
- 課題③ 保安林のエリア区分が難しい
- 課題④ マップ公開後の活用方法



## “地域の合意形成”とは？

宮古市のゾーニングでは、促進エリアを設定するには“地域の合意”が必要としている。地域の合意形成を得るため、旧4市町村の地域協議会や自治会長へのヒアリング、全域を対象とした勉強会、パブコメを行う予定。

➡ それでも吸い上げられない地域固有情報が出てくることが想定される。地域のステークホルダーの把握が課題。

➡ 来年度以降も、市民の意見等によりゾーニングマップの更新をする必要がある。更新の頻度、更新に係る委託の有無について検討中。







### “事業性”のマップへの落とし込み方

“地域の合意形成”と“事業性”の両方があるエリアを促進エリアとしている。

➡ “事業性”とは、各発電種別において設定する  
傾斜角度、住宅からの距離、風速、標高、地上開度等のこと。

**≠採算性** (売電単価等はない)

➡ “事業性”は、再エネ事業者各社が独自に検討するものなのでは？

➡ 保全エリア、調整エリア、促進エリアとは別に、  
参考程度に“事業性”のレイヤーを重ねられるように検討中。



### 保安林を保全エリアにするか？調整エリアにするか？

岩手県の基準により、保安林は促進区域にできない。

- ➡ 保安林のなかには、原則解除できない1級保安林と、解除できる可能性のある2級保安林があるが、1級、2級を把握しマップに反映させることは不可能。
- ➡ 保全エリア＝絶対に導入できない場所という扱いにしたいが、保安林を保全エリアにしてしまうと、その意味合いが揺らぐ。同様に調整エリアにもしづらい。



**マップを市民向け普及啓発ツールとして活用したい**

単に再エネ事業者向けのツールで終わらせるのはもったいない。

➡ デザイン等を工夫し、市民への再エネ推進の“見える化”を図る。

**そういった事例が出てきたらご教示いただきたい**

---

## 第1回検討会（4/27）での論点に対する意見

---

論点① 市町村の負担軽減

論点② 市町村へのインセンティブ強化



Ministry of the Environment

促進区域等の設定を促すためには、区域設定の前提となる区域施策編の策定、区域設定のためのゾーニング、地域との合意形成、ワンストップ特例を含めた認定事務等、市町村の負担軽減が必要であるが、どのような方策が考えられるか。



➡ 令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）1の2事業（ゾーニング）において、昨年度と比べると合意形成に係る部分が補助対象外となっている点が気になります。ゾーニングで重要なのは地域の合意に係る部分とっているので、補助対象として再考いただければと思います。



促進区域等の設定を促すためには、市町村へのインセンティブ強化も必要であり、例えば、「地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組」の具体化を、どのように促進することができるか。

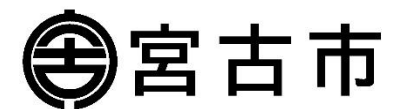


➡ 各自治体の作成したゾーニングマップをさらに活用できる策があると良いと思います。例えば、REPOSとの統合による地図アプリの活用など。（ただし、各自治体によってエリア区分及びエリア条件が異なる点が課題だと思います。）

---

ご清聴ありがとうございました

---



エネルギー・環境部エネルギー推進課